# 生命表の基幹統計化について

統計法第4条に基づき平成21年3月13日に閣議決定された「公的統計の整備に関する基本的な計画」において、完全生命表、簡易生命表は平成22年度までに新たに基幹統計として整備すべき統計とされた。

この計画に従い、平成 21 年度から総務省との間で、生命表が基幹統計として総務大臣の指定を受けるために必要な手続き等について調整を行い、その一環として現在は、統計委員会への諮問を行うために必要な資料の作成、整理等を行っているところである。

なお、基幹統計化にかかる諮問は、平成22年11月の統計委員会を予定している。

### (参考)

〇「公的統計の整備に関する基本的な計画」(平成 21 年 3 月 13 日閣議決定) 別表 今後 5 年間に講ずべき具体的施策 別紙 2 新たに基幹統計として整備する統計 抜粋

統計名:完全生命表/簡易生命表(加)

#### 理由、留意事項等:

国勢統計、人口動態調査及び現在推計人口を加工し、国民の生存、死亡、健康及び保健状況を集約 的に示す指標として作成される加工統計であり、国内の医療及び保健政策の基礎資料として重要であると ともに、健康に関する国際比較指標としても用いられている。

#### 実施時期:

平成22年度までの整備に向けて、平成21年度から所要の準備を開始する。

○統計法(平成 19 年 5 月 23 日法律第 53 号) 抜粋

## 第2条

- 4 この法律において「基幹統計」とは、次の各号のいずれかに該当する統計をいう。
- 一 第五条第一項に規定する国勢統計
- 二 第六条第一項に規定する国民経済計算
- 三 行政機関が作成し、又は作成すべき統計であって、次のいずれかに該当するものとして総務大臣が指定 するもの
  - イ 全国的な政策を企画立案し、又はこれを実施する上において特に重要な統計
  - ロ 民間における意思決定又は研究活動のために広く利用されると見込まれる統計
  - ハ 国際条約又は国際機関が作成する計画において作成が求められている統計その他国際比較を行う上において特に重要な統計
- 第 4 条 政府は、公的統計の整備に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、公的統計の整備 に関する基本的な計画(以下この条において「基本計画」という。)を定めなければならない。

(別添):平成21年簡易生命表の概況について (平成22年7月26日公表)